

大阪信愛学院短期大学 自己点検・評価規程

(目的)

第1条 大阪信愛学院短期大学（以下、本学という）は、本学学則第3条に基づき、本学の建学の精神および教育目的を堅持しつつ、本学に求められる社会的要請に応え、教育研究活動の充実とその水準の向上を図ることを目的として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを踏まえて自己点検評価を行う。

(点検・評価の実施組織)

第2条 自己点検・評価を組織として実施するため、点検評価委員会および点検評価部門担当者委員会を置く。

2 自己点検評価の妥当性と客観性を高めるために外部評価を行う。

(委員の構成)

第3条 点検評価委員会は、委員として学長のもとに副学長、各学科長、および第一項教授会が推薦した教授若干名をもって構成し、委員長は委員の中から学長が委嘱する。

2 点検評価部門担当者委員会は、既設の各学科・各部・課および各種委員会等の内、点検・評価項目に直接関わりのある各部署の教職員をもって構成する。

(実施方法)

第4条 自己点検・評価を毎年実施するにあたり、点検評価委員会の職務内容を次のとおりとする。

- 1) 点検・評価に関する基本的事項の検討
- 2) 点検・評価項目および評価基準の設定
- 3) 点検・評価の実施計画の策定
- 4) 点検・評価に関する作業全体の総括
- 5) 点検・評価の外部評価委員（地域社会や産業界等）等への評価依頼
- 6) 点検・評価結果の理事会および教授会への報告
- 7) 点検・評価の結果に基づき、必要に応じて改善措置等の提言
- 8) その他、自己点検・評価に関する必要事項の検討

2 点検評価部門担当者委員会の職務内容は次のとおりとする。

- 1) 自己点検・評価に関して教職員への周知と協力依頼
- 2) 設定された項目の点検・評価の実施

- 3) 点検の結果について、積極的に評価する点、改善を必要とする点、その他提案事項等に分別した報告書の作成と点検評価委員会への提出

(点検・評価結果の活用)

第5条 理事会および教授会は、委員会の報告に基づき、教育研究活動等の現状を把握し、その改善を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。

- 2 各学科・各部・課および各種委員会等は、その評価結果を総合的に検討し、それぞれの活動内容の改善向上に努めるものとする。
- 3 教職員は、点検・評価の結果を踏まえ、それぞれの職務にあつて、その教育研究活動等の向上に努めるものとする。
- 4 点検評価委員会は、自己点検・評価の作業過程とその結果を踏まえ、第4条第1項に規定する事項について定期的な見直しを行い、その改善に努めるものとする。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、平成6年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成31年4月1日より施行する。